

2023年（令和5年）3月7日

弁護士会法律相談の利用を希望される皆様へ

栃木県弁護士会
会長 安田 真道



弁護士会館他における法律相談時のマスク着用のお願い

新型コロナウイルス感染症対策に関するマスク着用に関しては、政府（新型コロナウイルス感染症対策本部）より「マスク着用の考え方の見直し等について」が示されています。これによれば屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、令和5年3月13日（月）から「着用は個人の判断に委ねることを基本」とする、「事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。」とされています。

当会の法律相談時のマスク着用については、法律相談業務が屋内で発話を伴うこと、基礎疾患をお持ちの方やご高齢の方などの利用があること、現時点でマスクを外すことに対して戸惑いや不安がある方が少なからずいると考えられること等から、以下の相談場所における法律相談においては、令和5年3月13日以降も当面の間、引き続きマスクの着用をお願いします。なお、相談者と相談担当弁護士の合意の上でマスクを外していただくことは差し支えありません。

当該お願いに関しては、感染状況、社会情勢等を踏まえ、今後も適宜見直しをします。

- ① 栃木県弁護士会館（宇都宮市明保野町 1-6）
- ② 大田原商工会議所（大田原市山の手 1-1-1 皇漢堂ビル）
- ③ 小山市立生涯学習センター（小山市中央町 3-7-1 ロブレ 6 階）
- ④ 栃木商工会議所（栃木市片柳町 2-1-46）
- ⑤ 通二丁目奉公会館（足利市通二丁目 2645-8）

以上